



千葉市では、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類する個室型店舗から火災が発生した際に安全に避難を行うことができるようにするため、「千葉市火災予防条例」の改正を予定しております。

皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

#### 【案の公表場所】

消防局予防部予防課（セーフティーちば4階）、消防署の予防課、消防出張所、市政情報室（中央コミュニティーセンター2階）、区役所の総務課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、トップページ(<http://www.city.chiba.jp/>)の左側にある「パブリックコメント手続」からご覧ください。

#### 【意見の募集方法】

- ・ 募集期間

平成22年1月22日（金）から2月22日（月）まで（必着）

- ・ 募集方法

「千葉市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

1 郵 送：〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局予防部予防課

2 F A X：043-202-1669

3 電子メール：yobo.FPP@city.chiba.lg.jp

4 持 参：消防局予防部予防課（セーフティーちば4階）、各消防署の予防課、各消防出張所、各区役所の総務課

#### 【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成22年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市消防局予防部予防課

電 話 043-202-1613

ファクシミリ 043-202-1669

電子メール yobo.FPP@city.chiba.lg.jp